戦前における職業訓練指導員の養成について*

田中萬年

1. 課題と背景

職業訓練指導員の養成は、単なる学校の教師養 成ではない。同様にそれは、生産現場の職長養成 でもない。それでは、職業訓練指導員の養成とは 如何なるものであるべきなのであろうか。この問 は古くて新しい問であると言える。例えば、昭和 53年5月の「職業訓練法改正」と相前後して、職 業訓練大学校の在り方に関する検討が、職業訓練 大学校の内外において行なわれていることは、そ の一端を示すものであろう。また、同様なことは 以下に論述するように戦前においても模索されて いたのである。戦前における指導員養成施設につ いて触れた先行研究1)は少くはないが、それらは 指導員養成という視点からは充分に整理されてい るとは言えないのである。そこで本稿では、戦前 の職業訓練指導員養成をめぐる見解と、その施設 の設立に至る経過、及びそこでの養成の実態を明 らかにすることにより、戦前の職業訓練指導員の 養成を今日的視座より再検討してみたい。

ところで、戦前の職業訓練指導員の養成方式は 二種に大別できる。その一は、主として企業内の 指導員養成をめざしたものであり、職長(あるい はその候補)に指導員を兼ねさせるという考え方であった。この方式はその内実から「職長的指導 員」の養成と呼ぶことができるものである。この 職長的指導員養成の施設は、昭和15年以降各地に 設立される「幹部機械工養成所」である。他の一 は、主として公共職業訓練施設の指導員養成をめ ざしたものであり、中等教育修了者に熟練工的素 養を附与した上に、指導員としての教育を行う方 式であった。この方式は、言わば「専門職的指導 員」の養成とも呼ぶことのできるものである。この専門職的指導員養成の施設は、昭和13年に設立される(官立)「機械工養成所」である。戦前における職業訓練指導員の養成は、昭和10年代に設立される上記二種の施設に結実するのであるが20、ここまでに至る背景をまず概観しておきたい。

それは、大正末期までに遡る必要がある。この 時期は周知のように、第1次世界大戦後の深刻な 不況期であるとともに、我が国の産業の中心がそ れまでの軽工業から, 重化学工業へ転換する時期 でもあった。この不況からの脱出のための産業振 興と, 重化学工業育成のための合理化運動という 社会的状況が、職業訓練指導員養成に関する引き 金になったのである。それは大正14年3月、まず 商工省が農商務省より分離して設立され(官制= 勅令第37号)3) たことにより具体化された。そし て、「商工業ニ関スル重要事項ヲ調査審議」するた めに、昭和2年5月に商工審議会が設置され(官 制=勅令第121号) たのであった。この第1回総 会で、特に緊急を要する審議項目として8項目が 掲げられ、その4番目に「職長 (Foreman) の巻 成に関する制度の調査」が挙げられたのであっ た4)。 この審議結果は、昭和3年10月に「工業技 術員の養成に関する方策」として決議されたので ある。ここでは職長養成の主旨を「学校出身者は 実際の技術に通暁せず、実際の技術に習熟せる職 工は学問上の知識に暗く, 両者を全く併せ有する 者は甚だ少し。故に学校出身者に対して職工とし ての実際の技術を習熟せしめ, 所謂職工に対して は必要なる学問上の教育を施す」ことにあるとし ていた⁵⁾。 即ち、この決議では「実際の技術」と 「学問上の知識」の「両者を併せ有する」新たな

「職長」養成の必要性を強調したのである。そし て決議はその養成方法の方針を示したのであった が、この段階では、職長が部下を如何に訓練するか という方法論までの視点は意識されていなかつた のである6。そのような職長が指導方法までを備 えるべきことを強調したのは、産業の合理化問題 の中にあった。その産業合理化のために、政府は 昭和5年5月, 臨時産業合理局を設置(官制=勅 令第112号) し、「科学的管理方法ノ実施ニ関スル 事項」等を所掌させ7,かつ、この局務を補佐す るため、常設委員会の1つとして生産管理委員会 を設けたのである。この委員会の決定事項は、昭和 6年に再編設立した工場法適用工場の連合会であ る日本工業協会を通じて普及が計られた8)。新た な職長の指導責務に関する生産管理委員会の最初 の提案は「見習工教育ノ改善」である。この提案 では、「現場ニ於ケル実習ニ就テハ予メ実習計画 ヲ立テ, 一定ノ指導員ニョッテ用意周到ニ, 機械, 工具ノ使用方法,作業方法等ニツキ実地ニ説明シ 優良ナル製品ノ製作ヲ標準生産速度ニ於テ為シ得 ル様ニ教育」すべきことが望まれたのであった⁹⁾。 即ち、職長による徒弟訓練ではない、「指導者」 によるより計画的な O.J.T. を強調したのであっ た。職長の指導責務をより重要たらしめた提案 が、昭和10年の「作業研究」であった。この提案の 目的は「有効ナ作業改善ノ方策ヲ提示」することに あったが、その作業改善を行うためには、直接的・ 間接的作業を「合理的ニ改善シ、コノ改善サレタ 作業並ニ作業環境ヲ標準作業ト定メ、一般作業者 ヲシテコノ合理的作業方法ニ従ウヨウニ訓練スル」 ことが重要な課題となったのである100。つまり、指 導者は、単なる O.J.T. ではなく、作業改善に併せ た訓練をする責務が強調されたのであった。以上 のように、昭和初頭の産業の振興と産業の合理化 問題によって、それまでの単なる親方的職長では ない、新たな職長の養成が奨励され、その職長に 「部下を教導訓練する」「指導責務」11)が要請され てきたわけである。その指導責務の範囲は、当初 のO.J.T. から,作業改善に従わせる訓練,更には 一般教養学科をも指導するように拡大されてきた のである12)。しかし、このような指導員の責務を 負った職長の養成が一般化されるのは、次の昭和

10年代に入ってからであったのである13)。

かかる時代的背景のもとに、職業訓練指導員の 養成は昭和10年代に入り本格的に開始されるわけ であるが、しかしその養成は、当時の技能者養成の 考え方、あるいは方法と極めて深い関係にあった のである。「熟練工論争」¹⁴⁾の言葉を借りれば、「単 能的熟練工」を養成するのか、あるいは「多能的 熟練工」を養成するのかにより、当然ながら指導 員養成の方式が異ってくるのである。即ち、「多 能的熟練工」の養成を主張する人々により「職長 的指導員」が提起され、「単能的熟練工」養成の 主張者により「専門職的指導員」の養成が試みら れたのであった¹⁵⁾。その技能者養成の論争及び実 態については別稿に譲り、ここでは指導員養成の 問題に絞り、以下に論述していきたい。

2. 幹部機械工養成所における 職長的指導員の養成

職長的指導員、即ち企業における職業訓練指導 員の養成について、国家的な要請が強力に、かつ 直接的に生じたのは、昭和14年3月の工場事業場 技能者養成令(勅令第131号)が公布されたこと によってである。その指導員養成対策として設け られたのが道府県立で厚生省所管の幹部機械工養 成所であった16)。つまり、「技能者養成令施行に 対して、どの工場にも技術指導員の任命に相当悩 み」があり、「優秀工必ずしも指導員としては総 てが適当とは云へぬ」ため、「この幹部機械工養 成所で再教育なされたものには技能者養成令によ る実習指導員としても支障のない丈の学科内容と 訓練が盛られてゐる」ので、「出身者には立派に 指導員としての折紙がつく」ように組織化したわ けである17)。換言すれば、「熟練工ヲ再教育シテ 科学的知識ト機械的技能トヲ養ヒ其ノ素養ヲ向上 シテ優秀ナル指導員タラシメ機械技術者ノ拡充機 械製造能率ノ向上ニ資」¹⁸⁾ するためであった。こ の養成所は特に「陸海軍当局ノ要請ニ拠り、労務 動員計画ニ基キ」計画されたものであり、「主ト シテ先ヅ是等中小工場ノ指導員ニ対シ積極的再教 育」を行うことにそのねらいがあったのである19), この養成所設立の具体策は、政府より各道府県宛 に指導・援助する方式で行われたのである。例えば、東京府へは、昭和14年10月11日に、厚生次官より知事宛に次のような通牒が発せられたのである 20 。

幹部機械工養成施設ニ関スル件(発職第79号)

労務動員計画ノ実施ニ付テハ曩ニ及通牒置 候処政府ハ今回第二予備金ヨリ経費ヲ支出シ 右計画ニ基ク施設トシテ府ニ補助金ヲ交付シ 幹部機械工養成施設ヲ設置セシムルコトニ相 成候ニ付テハ別紙幹部機械工養成施設々置要 綱ニ基キ速カニ適切ナル計画ヲ樹テ国庫補助 申請相成様致度此段及通牒候

幹部機械工養成施設々置要綱

- 1. 目 的 本施設ハ機械関係経験職工 中適当ナル者ヲ入所セシメ工場等ニ於ケル 幹部職工殊ニ技能者養成指導員タルニ必要 ナル知識技能ヲ再教育スルヲ目的トシ併テ 国ニ於テ行フ機械関係技術者検定(別紙機 械技術者検家要綱案参照)ノ試験場ニ利用 スルモノトス。
- 2. 経営方法 本施設ハ府立トスルコト。
- 3. 施設ノ設備 本施設建物設備ハ左ノ方法 ニ依リ之レヲ急設スルコト。
 - 1. 建物 成ル可ク既存ノ府有建物又ハ借 家ヲ以テ之ニ充ツコト。

但シ都合ニ依リ新築シ又ハ府立工業学校, 工業試験場又ハ職業紹介所機械工補導所 等ノ建物ヲ利用シ之ニ併設スルモ差支ナ キコト。

2. 設備 所舎ハ教室及作業室ニ大別シ授 業上差支ナキモノナルコト。

機械等ノ設備ハ概ネ別表ニ依ルコト。

- 4. 施設ノ名称 府立幹部機械工養成所。
- 5. 授業部制 午前,午後,夜間ノ内二部 制トスルコト。
- 6. 養成期間 6ヶ月。
- 7. 教授時間 1日4時間以上。
- 8. 定 員 一部大体60名トシ養成スへ キ職種ハ概ネ左ノ如クスルコト。

旋盤科

- 仕っ研鋳鍛熱製 料科科科科科科科科科科科科科
- 9. 入 所 資 格 工場事業場ニ於テ5ヶ年以 上前掲ノ職業科ニ (当該ノ業務) 従事スル 年齢21歳以上ノ男子ニシテ使用者ニ於テ推 薦シタルモノ。
- 10. 入所者ノ銓衡 府知事ニ於テ人物,経歴, 技能程度,体格等ヲ考慮シ入所ヲ許可スル コト。
- 11. 教授科目及教授時間数

教授科目	全授業 時間数	適 要
徳性涵養	25	修身,公民,修養講話等
普通学科	50	国史, 数学, 物理
製図	75	
材 料	25	
機械/要素 電気工学 カ 学 工場要項	90	安全教育,工数見積,工程管理,工場法規等
機械工作法	110	
技術指導法	25	
実 習 実 験	} 200	各自専門職種以外ノモノ ニ重点ヲ置ク 金属材料実験機械部分品 検査精密測定等
合 計	600	

- 12. 経 営 経費ハ概ネ別表ノ通リトス ルコト。
- 13. 入所者ニ対スル賃金其ノ他 入所者ノ賃 金其ノ他ノ給与ハ其ノ雇傭主ニ於テ之ヲ支 給セシムルモノトスルコト。
- 14. 入所者ノ負担 入所者ヨリ授業料其ノ他 養成ヲ行フ為必要ナル費用ヲ徴収セサルコ ト。
- 15. 国庫補助 本施設ニ要スル経費(建

物ニ関スル経費ヲ除ク)ニ対シ2分ノ1ノ割合ヲ以テ府ニ対シ之ヲ交付スルコト。

- 16. 修 了 証 書 養成修了者ニハ地方長官 ョリ修了証書ヲ授与スルコト。
- 17. 修了後ノ待遇
 - 1. 修了者ハ工場等ニ於テ優先的ニ役付職工又ハ技能者養成指導員タラシメルコト。
 - 2. 機械技術者検定試験ヲ受クル資格ヲ与ヘルコト。
- 18. 其ノ他養成ニ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ムルコト。

(別表)略

上の「設置要綱」にみる如く、幹部機械工養成 所は、単なる職長の再教育施設ではなく、技能者 養成指導員の養成施設というねらいが強かったの である。その指導員養成を国費補助により行う, としたことがそれまでの職長養成の奨励とは異っ た, 画期的な施設となったのである。東京府は上 の通牒に応へ、「建築費5万円、機械設備費11万 円,経常費4万円,合計20万円ノ予算ヲ計上」21) し、東京府幹部機械工養成所を品川区東品川に設 置したのである22)。当養成所は「設置要綱」にも ある通り、雇用されている経験職工の再教育機関 であるため、その条件を勘案して昼夜二部のパー トタイム制で教育訓練を行っていた。即ち、「昼 間部ハ毎日自午後1時至午後4時。夜間部ハ従前 通り毎日自午後5時至午後8時マデ」であった。 しかし、このパートタイム制は生徒に二重負担と なる等のため、「入所生ノ募集ハ中々容易ナラン 困難ノ事柄」であったのである23)。この事態に対 し、政府は技能者養成令の重要性に鑑み、道府県 職業主務課長事務打合会に於て、「定員ノ充足ヲ 図ルタメニ一段ノカヲ致サレタキコト」と指示し たのであった24)。この指示が効を奏したのか、第 1回夜間部卒業生32名から、第2回の49名及び第 1回昼間部の40名, 更に第3回夜間部入所生の80 名に増大している。またその入所生を見ると、日 立、石川島造船、日本電気等の大企業の派遣者も 少なくなかった。入所生の中で特に目を引くの は, 傷痍軍人補導所, 京城帝大理工学部, 陸軍兵 器学校、東京自動車青年学校等の派遣者が含まれ ていた²⁵⁾ことである。これらのことは、幹部機械 工養成所が単に中小企業の指導員養成機関にとど まらず、広く職業訓練関係の指導者の養成機関と して、各界に注目されていたことを示していると 言えよう。

ところで, 幹部機械工養成所における職長的指 導員養成の内実は如何なるものであったのであろ うか。東京府は, 先の養成所設置規程を告示した 同じ日に、養成規程26)を告示したのであったが、 この規程は先の厚生次官通牒における「設置要綱」 の圧縮版と言えるものであったばかりでなく、指 導員養成を具体化するカリキュラムは、全くそれ と同一であったのである。また、それらの教授科 目を担当する講師中、雇傭員は実習担当の5名で あり、他は全て嘱託講師であった。その嘱託講師 20 名中、大学等の教授 5 名,企業の技師 6 名,官庁 技師7名,その他2名である。この教授陣は,実践 畑出身者の多いことを示しており、幹部機械工養 成所の性格の一端を窺うことができる。また、そ の他2名は、修身公民担当の協調会参事大内経 雄、及び技術指導法担当の産業技能協会の長谷川 忠である27)。特にこの2名は興味深い。なぜな ら,大内は「多能的熟練工」養成論者であり,長 谷川は「職工の親分的人物だった」28)というから である。ここで、教授科目の中で特に本稿に関係 深い「技術指導法」について見ると、その「講義 ノ目的」は、「指導員トシテノ資格ノ獲得 実 習ノ 指導方法ノ確立ト作業ニ計画性ヲ与へ、経験交換 ヲ通ジテ相互ノ啓発ニ努メ作業上ノ旧イ因襲ヲ打 破ス」ることにあった。また、その「講義内容」は 次の通りである29)。

- 1. 養成組織(技能者養成,青年学校) 実習(基本作業,応用実習,実習設備) 職能ノ希望調査,個性調査ノ実際,補導ノ 態度
- 実習教材 (仕上,組立,旋盤,鍛冶,ボール盤,フライス盤等)
- 2. 職域ニ於ケル指導法 作業ノ計画性(段取ト仕事ノ手順) 部分加工ノ精度ト組立作業ノ協力性 「ジグ」「ゲージ」ニヨル仕事ノ標準化